

教 育 委 員 会 提 出 議 案

第 19 号

へき地等学校の指定に関する規則の 一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 22 日
教 育 長

(理 由)

糸島市立怡土小学校王丸分校が平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止さ
れる予定であるため、規定の整備を行うものである。

ただし、当該校の廃止に関する糸島市立学校設置条例の一部を改正す
る条例の制定については、現在糸島市議会において審議中であるため、
制定する規則の公布については、この条例の議決を停止条件とする。

べき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公
布する。

平成三十一年三月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

べき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

べき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十
号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

糸島市王丸

怡土小学校王丸分校

糟屋郡篠栗町大字萩尾

篠栗小学校萩尾分校

を

糟屋郡篠栗町大字萩尾

篠栗小学校萩尾分校

に

改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

へき地等学校の指定に関する規則新旧対照表

別表第一（第二条関係）

改
正
案

所 在 地	学 校 名	区 級 地
宗像市地島 大島 糟屋郡篠栗町大字萩尾 糸島市志摩姫島 新宮町大字相島 八女市矢部村北矢部 京都郡星野村一二〇五九 田川郡添田町大字津野 京都郡みやこ町犀川上伊良原	伊伊津矢星矢志姫新相篠栗島 良 良 野 部 野 部 中 島 中 島 小 学 原 原 小 中 小 学 校 小 学 校 小 学 中 小 学 学 学 学 学 姫 相 島 分 分 学 校 校 校 校 校 校 校 校 校 校 園	二二一一一三三二二一一二
宗像市地島 大島 糸島市王丸 糟屋郡篠栗町大字萩尾 糸島市志摩姫島 新宮町大字相島 八女市矢部村北矢部 京都郡星野村一二〇五九 田川郡添田町大字津野 京都郡みやこ町犀川上伊良原	伊伊津矢星矢志姫新相篠栗怡士 良 良 野 部 野 部 中 島 中 島 小 学 原 原 小 中 小 学 校 小 学 校 小 学 中 小 学 学 学 学 学 姫 相 島 分 分 学 校 校 校 校 校 校 校 校 校 園	二二一一一三三二二一一二

別表第一（第二条関係）

現
行

所 在 地	学 校 名	区 級 地
宗像市地島 大島 糸島市王丸 糟屋郡篠栗町大字萩尾 糸島市志摩姫島 新宮町大字相島 八女市矢部村北矢部 京都郡星野村一二〇五九 田川郡添田町大字津野 京都郡みやこ町犀川上伊良原	伊伊津矢星矢志姫新相篠栗島 良 良 野 部 野 部 中 島 中 島 小 学 原 原 小 中 小 学 校 小 学 校 小 学 中 小 学 学 学 学 学 姫 相 島 分 分 学 校 校 校 校 校 校 校 校 校 園	二二一一一三三二二一一二
宗像市地島 大島 糸島市王丸 糟屋郡篠栗町大字萩尾 糸島市志摩姫島 新宮町大字相島 八女市矢部村北矢部 京都郡星野村一二〇五九 田川郡添田町大字津野 京都郡みやこ町犀川上伊良原	伊伊津矢星矢志姫新相篠栗怡士 良 良 野 部 野 部 中 島 中 島 小 学 原 原 小 中 小 学 校 小 学 校 小 学 中 小 学 学 学 学 学 姫 相 島 分 分 学 校 校 校 校 校 校 校 校 校 園	二二一一一三三二二一一二